

○富良野市郷土芸能伝習館設置条例

平成17年9月14日条例第19号

富良野市郷土芸能伝習館設置条例

富良野市郷土芸能伝習館設置条例(平成14年条例第44号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 地域に伝承されている民俗文化財及び伝統的な郷土芸能の保護と継承のため、活動の拠点となる施設を整備し、指導者と後継者の育成を図ることにより市民の地域文化の向上に資することを目的として、富良野市郷土芸能伝習館(以下「伝習館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伝習館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市郷土芸能伝習館

位置 富良野市4246番地

(伝習館の管理)

第3条 伝習館の管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成16年条例第25号。以下「指定手続条例」という。)に基づき、教育委員会(以下「委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(公募によらない指定管理者の指定)

第4条 委員会は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定手続条例第2条ただし書の規定により、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のもののに対し、指定手続条例第3条に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 第3条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務

(2) 伝習館の維持管理に関する業務

(3) 伝習館の設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務

(4) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(5) 前各号に定めるもののほか、伝習館の運営に関する事務のうち、委員会のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第10条に規定する委員会の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 開館時間は8時から21時までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 伝習館には、休館日を設けない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第9条 伝習館を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、伝習館の管理上支障があると認められるとき。

3 委員会は、許可をする場合において必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、伝習館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、委員会は其の賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第11条 伝習館の利用料金は、無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、伝習館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 伝習館の利用者がその利用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにその利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときはこの限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 伝習館の利用者又は指定管理者は、自己の責に帰すべき原因により施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第15条 指定管理者及び伝習館の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、保有個人情報及び管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の富良野市郷土芸能伝習館設置条例第9条の規定によりその管理を委託している場合において、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。